

平成26年度練馬区防災会議（第2回）

危機管理室長

おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成26年度の練馬区防災会議第2回を開催させていただきます。委員の皆さまにおかれましては、年度末の大変ご多忙の中ご出席していただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めます、練馬区危機管理室長の福島でございます。よろしくお願いいたします。初めに資料の確認をさせていただきます。お手元のほうに机の上に配付させていただいておりますのが、まずクリップで止めている一番上が主体となっている資料です。こちらのほうに資料の1から4までが、縦横になってございますけれども、ホッチキス止めでまとまっております。そしてその一番下に本日の席次表がございまして、また別冊で、クリアフォルダーでまとめていますのが実施方針でございます。それと、カラー刷りの水防訓練の概要という地図がお手元にあるかと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。途中でも結構ですので、足りないものがありましたら近くの係員のほうにお申し付けください。昨年の11月10日にですね、第1回を開催いたしまして、地域防災計画の素案につきましてこの場でさまざまなお意見をいただきました。その後、議会からのご意見をいただき、また、パブリックコメントによりまして、区民の皆さまのほうからも多数ご意見をいただいております。そして、今日お示ししております、地域防災計画の案をまとめたところでございます。本日の防災会議の議題といたしましては、この地域防災計画の案について、改めてまたご意見・ご質問等をいただきまして、最終的にこの防災会議として地域防災計画を決定していきたいと考えているところでございます。また、議題以外にも、実施方針等の報告事項がいくつかご用意しておりますので、そちらのほうについてもご報告を申し上げます。それではお手元に配付してございます次第により進めさせていただきます。以降、座って進行させていただきます。最初にですね、練馬区の防災会議の委員の委嘱についてということでございます。昨年の第1回以降に委員の変更がございましたので、変更がありました方のみご紹介を申し上げます。名前をお呼びいたしますので、恐縮でございますけれども、ご起立だけいただくようお願い申し上げます。最初に警視庁第10方面本部長の前田守彦部長でございます。続きまして、練馬警察署長の東田修一所長です。光が丘警察署長の堀之内幸二所長です。よろしくお願いいたします。ここで変わりました委員につきましては、このお三方でございます。新委員の皆さまにつきましては、委嘱状を席上に配布させていただいております。お一人ずつの発令のほうは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。申し上げます。それでは議題の3に入ります。今回の会長であります練馬区長より最初にごあいさつ申し上げます。

練馬区長

皆さんおはようございます。今日は年度末のお忙しい中、朝からお集まりいただきまして、

大変恐縮いたしております。ありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げますが、私あの、皆さま方、とくに消防・警察関連の方は同じかと思うのですが、区長に就任して一番、最も気になったのは、防災です。そのあとも一番頭を離れないのは、今もし地震があったらどうしようということで、常になんとなく意識の底に残っているんですけども。就任して、いろんな防災訓練に参加させていただいて、強く印象に残ったのは、練馬ってというのは公的な機関だけではなくて、ご出席の消防団をはじめ、区民の皆さまが非常に意識が高く、防災に積極的に取り組んでいらっしゃる。だからこそ、我々行政のほうもきちんとしなくてはいけない、行政としての責任をきちんと果たしていかなきゃいけないなど改めて感じております。防災は安全安心な区民生活の一番であります。当然ながら区が実施しているすべての施策の大前提となります。そういう観点で、実はあの、先週まで区議会の第1回定例会を開催しておりました。そこで区政運営の新しいビジョン、名前は「みどりの風吹くまちビジョン」とそういう名前にしたんですが、このビジョンとそれから、これを三か年に実施するアクションプランですね、そしてまたこの二つを盛り込んだ平成27年度予算案を審議してきました。そしてこの第1回定例会で予算案を可決していただいて、ビジョンについてもご進上いただいたところです。これからはこのビジョンとアクションプランと予算の三位一体で区政を進めていこうと考えておりますが、防災はもっとも重要な戦略計画の一つとして位置づけております。いろんな実施事業を計画をしておりますけれども、本日は特にそのいわば中核となるべく地域防災計画についてご進上いただきたいと思っています。これはあの、前回のこの会議で素案をお示ししましたが、先ほど福島部長からお話がありました通り、パブリックコメント等をやりまして、一応の案を固めましたので、この場でご進上いただければと思うのが一つ。それからもう一点、報告事項ではありますが、練馬区では非常時優先業務実施方針を定めております。これはいろんな災害、4年前の3.11の東日本大震災もそうですが、そのあとの例えば大島町の土砂災害等のいかに災害時においては初動期の体制が大事かということが痛感しておりますので、それについてどう対応するか方針を決めているものでございます。それについてもご意見等いただければと思っております。以上、いずれにいたしましても、私どもの行政、関係機関の皆さま、また区民の皆さまと力を合わせて頑張っていくことが必要だと思っております。災害に強い街練馬を確立するために、私が先頭に立って、区も頑張りますので、皆さま方のお力添えをぜひお願いしたいと思います。以上、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

危機管理室長

どうもありがとうございました。それでは早速ではございますけれども、本題のほうへ入って参ります。次第にいきますと、4番の議題の(1)地域防災計画の修正案でございます。防災課長から資料のほうのご説明を申し上げます。

防災課長

改めまして皆さま、おはようございます。防災課長の生方でございます。私のほうから資料の1に基づきまして、練馬区地域防災計画の諮問につきましてご説明をさせていただきます。それでは着席をして説明をさせていただきます。資料1をお願いいたします。練馬区地域防災計画平成26年度修正案の諮問についてでございます。計画案の策定に当たりましては、計画素案につきまして区民意見反映制度、パブリックコメント等々の募集を行い、また区民の皆さま方からもご意見をいただいております。本日はそれらにつきましてもご報告をするとともに、計画素案からの修正部分について報告をさせていただきます。まず、計画素案に対する意見募集の経過でございますけれども、区民の方々からなる練馬区防災懇談会こちらを開催しつつ、区民意見反映制度による意見募集を行ったところでございます。区に寄せられた意見につきましては、6名のかた、また2つの団体から、合計47件御意見をいただきました。ご提出の内容につきましては記載のとおりになってございます。続きまして意見の内容と、意見に対する区の考えかたでございます。一枚おめくりをいただきたいと思っております。別紙1というところでございますけれども、練馬区地域防災計画素案に寄せられた意見の内容と、意見に対する区の考え方でございます。対応状況につきましては、記号化してございます。◎は意見の趣旨を踏まえて係に反映する項目、○が既に意見の趣旨が記載されている項目、または事業を実施する中で既に取り込まれている項目、△につきましては、施策事業を実施していく中で検討する項目です。最後に□でございますけれども、原案どおりとする項目でございます。各状況の件数につきましては記載してございますけれども、◎が2件、○が21件、△が14件、□が10件で、合計47件となるものでございます。それでは主なものにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。表の一番左の5番を読み上げていますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思っております。まず、番号の1、避難拠点は在宅の避難者の支援を行うことをもっと区民に理解してもらう必要があるというような意見でございます。これにつきましては在宅避難者の支援の対象とする旨を今回の修正で新たに記載するとともに、周知を図っていきましてございます。次に4番をお願いいたします。福祉避難所もさらに増やしていくべきというご意見でございます。これにつきましては、現在37施設を福祉避難所に指定しており、今後とも福祉避難所の充実に努めている、としてございます。2ページをお願いいたします。8番になります、避難拠点到避難した外国人に対しては配慮が必要である。運営方法について検討すべきというご意見でございます。これにつきましては、外国人の方に対しては要配慮者としての対応が必要であり、語学ボランティアの派遣を要請します。また、ボランティアの活用や、災害情報の提供方法について、検討していくということにしてございます。続いて10番でございます。大規模な火災の場合には直接、広域避難場所へ避難するという選択肢の記述がなく、避難方法に誤解を招くのではないかというご意見でございます。これにつきましては、大規模な火災が迫っている場合には、直接、都が指定する広域避難場所へ避難する方法を追記するといったいたしました。したがって、一番右の

対応状況でございます、◎とさせていただきます。3ページをお願いいたします。13番でございます。医療拠点の訓練を順次行っているが、一斉訓練や防災フェアのような取り組みをしたほうがよろしいのではないか、というご意見でございます。これにつきましては、トリアージや傷病者の搬送など実践的な訓練を毎年行っているということ、他の医療救護所のスタッフも参加するなど、定期的に取り組んでいるものです。一斉訓練や区民に効果的な周知方法につきましては、今後検討して参りたいというふうにしてございます。続きましてその下、17番でございます。練馬区災害ボランティアを増やすことは早急な取り組みとすべきだ。定期的に呼び掛けて募集をしていくべき。というご意見でございます。こちらにつきましては、災害ボランティアの募集につきましては、防災学習センターで実施する、防災カレッジ事業の修了生に対しての呼びかけや、区報などを通じて行っています。今後も定期的に募集を行っていくこととしてございます。続いて4ページをお願いいたします。20番でございます。災害時要援護者の安否確認の手順に関して、ただちに要援護者宅へ向かうのか、いったん避難拠点到参集した後に向かうのか、どちらが基本的な手順なのか読み取れないというご意見でございました。これにつきましては、避難支援関係者がただちに要援護者宅へ向かうのか、それとも、いったん避難拠点到参集するのは、地域の事情により異なるということでございます。わかりやすく記載を見直すことといたしました。したがって、対応状況といたしましては◎という形で記号を打ってございます。続きまして5ページをお願いいたします。29番でございます。性別による役割ではなくて、さまざまな立場の人が関わるように避難拠点運営連絡会にはその必要性を伝えるべきとのご意見でございます。これにつきましては災害時には多くの方々が地域のために活動する、拠点の運営を担う運営連絡会が多くの方々と連携して運営が行えるように今後も働きかけていくというふうにしてございます。続きまして7ページをお願いできますでしょうか。続きまして5ページをお願いいたします。29番でございます。性別による役割ではなくて、様々な立場の人が係るように避難拠点運営連絡会には、その必要性を伝えるべきとのご意見でございます。これにつきましては災害時には多くの人々が地域のために活動する。拠点の運営を担う運営連絡会が多くの方々と連携して、運営が行える様に今後も働きかけている。というふうにしてございます。続きまして、7ページをお願いできませんでしょうか。42番でございます。番単身世帯や在勤者、訓練に参加していない人等にも訓練の機会を提供すべき。というご意見をいただきました。これにつきましては学習の場というのは非常に重要という、前段を盛り込みつつ防災学習センターで実施する練馬防災カレッジ事業、こちらで多様なコースを設定し、事業を実施していますということ、また防災の手引きを全世帯に配付するなど広く防災普及啓発に努めているとしています。主なものにつきましては以上でございます。恐れ入ります。1番の表面にお戻りいただけますでしょうか。説明をいたしました計画案に反映させる意見もございましたので、3でございます。素案からの修正部分というところでは3点でございます。一つ目としましては避難行動について二つ目は災害時要援護者の安否確認の手順について、三つ目としては災

害時における車両の移動についてでございます。それでは一つずつそれぞれについて若干説明をさせていただきます。別紙の2でございます。先ほどの意見の8ページの次についているものでございます。こちら区民の方からのご意見でございます。こちらフロー図にあります右の少し上の部分ですが、同時多発的な大規模火災が迫っているか。この場合には避難拠点ではなく、直接、東京都指定避難場所に避難することがわかるようにすべきというご意見を先ほどご紹介をさせていただきました。その対応といたしまして、こういった同時多発的な大規模火災が迫っているかという箱を作りまして、“はい”の場合は直接矢印を作りまして、避難していただく。そういった形にしたところでございます。裏面をお願いいたします。そういった修正をフロー図に加え、いくつかの場合の避難の説明を追記させていただきました。この部分については前文の追記です。続いて災害時要援護者安否確認の手順でございます。次ページをお願いいたします。別紙3でございます。こちらにつきましては安否確認の方法というところでございますけれども、区民からのご意見としては安否確認の手順、民生児童委員ですとか、防災会が、発災後直ちに確認するのか、それとも拠点に参集した後に行うのかというところでございます。そのため地域独自の安否確認が確立されている場合はその方法を取っていただくよう追記しております。下線部が追記の部分ということで、よろしくをお願いいたします。次に災害時における車両の移動についてでございます。裏面別紙の4という表示をしておりますけれども、こちら災害時における車両の移動についてでございます。これにつきましては災害対策基本法が昨年の11月に改正されまして素案のとりまとめまでに間に合わなかったことから、この段階で修正するものです。内容については道路管理者による交通車両対策、こちらを強化するというものでございます。具体的には災害応急対策の実施に著しい支障があるときに道路管理者が管理する道路上の車両等の移動命令あるいは自らが移動を行えるというものでございます。いずれにしても法改正の対応ということで下線部全文ですが、追記をするというものでございます。地域防災計画の素案から案に修正をした部分につきましては以上でございます。前回の説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

危機管理室長

本日の議題でございます。地域防災計画の修正につきまして、これまでの経過から必要な修正を3点行いますということで、今、防災課長から説明したところです。それ以外についてはお手元でございます地域防災計画のとおりでございます。この3点につきまして何かご意見やご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの地域防災計画の26年度修正につきましてはこの3点の修正を加えうえで決定とさせていただきます。手続き上東京都に提出をする段取りで考えております。また委員の皆様には後日、修正をしたうえでの完成版の方は郵送させていただきます。どうもありがとうございました。続きまして次第の5でございます。いくつかございますけれども報告事項の(1)非常時優先業務の実施方針について、説明を防災課長からさせます。

防災課長

それでは資料の2をお願いいたします。練馬区非常時優先業務実施方針の策定についてでございます。冒頭、区長からのご挨拶の中にもございましたけれども、非常時優先業務の実施方針を策定いたしました。前回、策定する旨のご報告はしてございますけれども、今回策定後ということで、改めて全体をお示しをするものでございます。まず本方針の目的でございます。大地震が発生した際、特に多くの困難が予想される発災後72時間につきまして非常時優先業務を実施していくうえでの基本的な枠組みを示したものとなっております。本方針に基づきまして区長のリーダーシップの下、円滑で効率的な災害対策を実施することを目的としています。練馬区非常時優先業務実施方針ですがこれにつきましては皆様方の方には、ファイルという形で、お渡しをさせていただいております。恐縮でございます。別冊ということで表紙をおめくりいただけますでしょうか。先ほど申し上げた内容でございます。二つ目の基本的な考え方でございます。6点考え方を整理し記載してあります。一つ目が非常時優先業務の優先順位を付ける。二つ目は災害対策各部でございますけれども、これにおける非常時優先業務を実施すること、三つめとしては区立施設の事業の再開に関する事。四つ目としては保育施設等の早期再開を目指すこと、次のページで非常時優先業務以外の業務を停止すること、効率的な職員配置を行うことということでございます。こちらにつきましては考え方であり、あるいは一定の条件であったり整理した所でございます。3番の時間帯別各部別の非常時優先業務につきましては次ページ以降カラーづくりのA3のものでございます。こちら細かくそれぞれの担当の各部がどういった時間帯に、どういった業務を行うかを、一定の整理をしております。細かくは後程お読みください。なお、各部所管の業務一覧でございますけれども、発災後72時間以内に実施する必要がある業務を中心に整理したものでございますが、発災後72時間以降に実施する被災者の生活支援、都市機能の維持、こういったことに関する業務なども一部体裁をしております。4の練馬区業務継続計画との関係性でございますけれども、こちらは業務継続計画における優先順位付けの指標となるものと位置付けております。5実施方針の改定でございます。全庁レベルでの実施方針の改定でございますけれども、この実施方針につきましては区で行う震災訓練あるいは災害対策各部のマニュアルの見直し、こういったものを通じて継続的に必要な改定を行ってまいりたいと考えております。また本日お集まりの防災関係機関の皆様と連携した訓練も継続的に実施してまいりたいと考えております。そういったことを通じまして実施方針をより実効性の高いものにしていきたいと思っております。今、5点の実施方針の改定等の部分につきまして説明をしましたが、資料2の表面の3に記載をしております。練馬区非常時優先業務実施方針の策定について私の説明は以上です。

危機管理室長

防災課長の方から非常時優先業務実施方針について説明いたしました。一言で申し上げてしまいますと、これは内部的にどういうふうに業務を優先順位付けするかという一つの指針といたしますか考え方でございます。今後はBCP業務継続計画を改めて修正していく考え方でございます。BCPは既に練馬区も当然できていますが、これを実施方針の考え方に添う形で見直しを図っていくこととでございます。BCPの修正につきましてはまた防災会議の皆様にもさまざまご意見をいただきながら行うこととなりますので、今後また、お力添えをお願い申し上げます。この実施方針につきまして何かご質問ご意見ございますでしょうか。内容につきましては初見でございますので、またお戻りになりまして、ご覧いただきまして何かご意見がございましたら、遠慮なくまたご連絡いただければと思います。それでは報告事項は次に移ります。(2)平成27年度の練馬区の防災訓練の案についてでございます。資料の3に基づきまして防災課長からお願いします。

防災課長

資料の3をお願いします。横書きで恐縮です。平成27年度練馬区防災訓練の案についてでございます。3つの訓練また、水防訓練の目的ですとか日程、こういった大まかな部分について本日お示しをさせていただくものでございます。まず1番左の部分でございますけれども本年平成27年5月の下旬から6月のいずれかの平日に区の初動対応を中心とした訓練を行いと考えてございます。次にその右、本年9月13日の日曜日には震災総合訓練を今年度も行いたいと考えております。次にその右でございます。年明けまして平成28年1月16日の土曜日には災害対策本部の審議訓練を行いたいと思っております。最後に一番右でございます合同総合水防訓練でございます。こちらにつきましては5月23日の土曜日実施することとさせていただきます。それぞれの訓練の内容、対象を一緒に協力をしていただく皆様方については記載をいたします。個々で水防訓練に関しまして石神井消防署警防課長さんにですね、よろしければ補足をお願いしたいと思っておりますけれども。

石神井消防署長

それでは、石神井消防署長が事情がございまして、警防課長の方でご説明させていただきます。平成27年度練馬区第十消防方面合同総合水防訓練の概要図というのがお手元にあると思います。こちらをご覧になりながらお聞きください。日時は、5月23日の土曜日の午前中、概ね10時から12時頃までがメインとなります。実施場所は練馬区氷川台1丁目でございます東京都立城北中央公園の都民の森というところです。例年、東大泉の、びくに公園で実施しておりましたが、公園が改修工事で使えないということで、今年度は城北中央公園で実施することになりました。会場の方は昨年と比較して狭いのですが、実践的な訓練ができるように工夫しているところでございます。訓練の実施概要ですが、局地的な豪雨により河川の氾濫危険があるという想定のもとに、住民による簡易水防工法、図面の中央のところに簡易水防工法というところがございます。住民による参加型の水防工法訓

練をはじめとして、各災害対策、練馬区の災害対策本部と行政機関の指揮本部とが連携した指揮命令訓練、それから石神井川にて積み土の工法、それから消防団特殊機関等による工法、他各種水防工法を実施する予定です。その他警察等による住民避難誘導訓練等の実施も考えております。それから、中央の河川の近くに消防車両が6台が展開しているかと思いますが、特別消防機動隊による河川に転落した要救助者の救出訓練というのを考えております。それと東京消防庁のヘリコプターによる上空からの映像等による情報収集訓練というのも現在検討しているところでございます。その他、北側には、広報ブース・ふれあい広場等を予定しております。それから、はしご車の体験というのを図面の左側、それから右下の方に、案1・案2ということで、場所については検討中でございますが、住民参加型のはしご車の体験を予定しております。訓練の参加機関については、練馬区、東京消防庁の第十消防方面本部、方面内の各消防署、練馬区内の消防団・警察署、区の土木協会・町会等、総勢約880人を予定しているところでございます。今後、練馬区の防災課と消防庁第十方面本部、石神井消防署で計画を詰めていきまして全体会議に資料を提出し、修正を加えたうえで効果的な訓練になるようにしていきたいと思っておりますので、ご意見等あればお寄せいただければと思います。ご支援ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。簡単ではございますが以上で説明を終わります。

危機管理室長

石神井消防署から合同総合水防訓練について補足で説明をいただきました。本日資料3でお示ししているように主な訓練ということでございます。特に、9月13日の日曜に予定しております震災総合訓練は、各防災関係機関の皆様のご協力があったって運営できているというようなところもございますので、これにつきましてはまた別の機会に担当からそれぞれの関係機関へはご連絡をして詳細を詰めていくような形で進めさせていただきたいと思っております。私どもの訓練はこれだけではございませんで、先ほどの地域防災計画のパブリックコメントの意見にもございますけれども、医療救護所の訓練であるとか学校ごとの避難拠点訓練ですとか、地域の町会の訓練ですとか様々な訓練を実施してございます。そういったものにつきまして、またご協力いただくようなことがあれば私どもの方からお願いをしたいと思っております。また、それについてお問い合わせがあればなんなりといただきたいと思っております。それでは、来年度の主な訓練のご紹介ですがこれについてご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。報告事項の(3)防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定についてということで、練馬区を含めた東京都、23区で協定を結んでございます。それについてご紹介をいたします。

防災課長

それでは資料4をお願いいたします。防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書案についてでございます。記載の1行目にありますとおり、千代田区をはじめ練馬区を含む10区

が所有する防災用高所カメラによりまして作成した映像データの閲覧に関しまして協定を締結するものでございます。協力の概要といたしましては、第2条にございますとおり、各区の地域内において災害が発生した場合に、被害状況の確認等にあって、必要が生じた場合に、各区のうち他の特別区、これは残り9区ということになりますけれども、これに対して高所カメラの映像を閲覧に供するという、それから、他区が特定の場所の高所カメラの映像を閲覧する必要が生じた場合におきまして、依頼をし、高所カメラの操作および高所カメラの映像を送信していただくことの2点になってございます。閲覧方法につきましては、3条にありますとおり、東京都の防災行政無線などのネットワークを利用して行うことになってございます。ここで、練馬区と東京都の高所カメラの映像をご覧いただきたいと思っております。正面のモニターをお願いいたします。まず練馬区が管理する高所カメラでございます。一番初めに出てまいりますのは、練馬区役所からの映像です。続きまして、練馬区役所前のディアマークスというマンションでございますけれども、こちらからの映像でございます。続きまして、中村北にございますクラウドタワー練馬から映っている映像です。続いて西側の方に行きまして、シティタワー大泉学園こちらには2基ありまして、1基目は西側を映しております。続いて東側です。大泉学園駅をズームして映しております。続いて東京都の映像システム上で確認できる映像をご案内したいと思います。まず都の高所カメラですけれども4基でございます。1基目といたしまして、都庁の屋上の東側にありますカメラでございます。こちらにつきましては東京都の今撮っている映像でございます。私どもで動かさせませんのでこのような絵になってしまっていますけれども、東側の映像でございます。続いて西側をご覧いただきたいと思っております。こちらが都庁の屋上の西側から撮った映像です。3基目でございます。レインボーブリッジに設置をしている映像でございます。こちらにつきましてはいつもレインボーブリッジを映すといった映像になってございます。次に、田無タワーからの映像でございます。こちらが田無タワーからの映像でございます。以上東京都の方では4基の高所カメラの映像が練馬区でも確認できることとなります。続きまして、河川カメラの映像をご紹介したいと思います。区内にある東京都が設置しています河川カメラでございますけれども、石神井川と白子川がございます。石神井川の溜漕橋の映像でございます。第四建設事務所で管理しているカメラでございます。水位が確認できるカメラになってございます。続いて白子川の新橋戸橋の映像になります。こちら水防に関するカメラです。以上が東京都の映像システムで確認できるカメラにつきまして、河川カメラも入れまして6基でございます。今後協定の中で他の部も見られるようになってくるということでございます。

危機管理室長

今、河川のカメラがわかりにくかったと思っておりますのでもう1回お示しいたします。これが溜漕橋のカメラなのですが、こちら川が流れていまして、向こう側が武蔵関公園の池になっているわけです。ここが川になっていまして、だんだん水位が上がってきますと、こ

こが堰になっていまして、これを越流して公園の中に水が入ることがこのカメラによって確認ができるということです。もう一つのカメラをお願いします。この大泉のジャンクションの近くにある橋戸公園の真下になるんですけども、こちらが石神井川です。こが関になっていまして、だんだん上に上がっていきますと越流して中に入ってくるということです。橋戸公園の地下に何万トンというスケールで水をここで貯めることができる。それによって下流の方の氾濫を防ぐというような仕組みになっていまして、それを監視するカメラということで、今回の高所カメラではないですけども併せてご紹介させていただきました。では、映像を止めてください。高所カメラの映像の協定につきましてご報告させていただきました。高所カメラにつきましては、10区と同程度でそれぞれのカメラが見られるようになったということでございます。たとえば、練馬区と中野区の境で大きな火災が中野区側で発生している場合にはこちら側からも見られるし、中野区側からも見られるようになるということで確認ができるということでございます。これについてご質問はございませんか。それでは報告事項につきましては以上とさせていただきます。それでは6番のその他に進みたいと思います。参考で私ども危機管理室の組織改正について資料の方を配付させていただいております。防災課長から説明します。

防災課長

参考といたしまして、平成27年度組織改正につきまして本日の資料の方でご説明いたします。主な改正の内容というところにもありますとおり、みどりの風ふくまちビジョンにも掲げてございます、地域防災力の向上を図り、また、危機管理事情に対して一体的に対応できる体制を構築するため、危機管理室の組織を再編いたします。改正後でございますけれども、3課体制とし、積極的に区民防災組織を育成するために、区民防災課を組織し、係も2係から3係体制にし、地域の事情に併せてより一層きめ細かく対応してまいりたいと思います。同時に安全安心部門、あるいは防災に関する計画や備蓄等につきましてもそれぞれ強化をしてまいります。改正につきましては平成27年4月1日からとなっております。私からは以上でございます。

危機管理室長

組織改正についてご報告差し上げました。またそれぞれ関係する担当からご連絡をさせていただきます。よろしく申し上げます。私どものほうで準備していました議題・報告事項は以上でございます。皆様から全体をとおして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他になれば平成26年度第2回の防災会議を閉会とさせていただきます。本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。